

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 令和4年4月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員 無

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	2件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	5件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑥農地改良届について	2件
⑦非農地証明願について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年4月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員20名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、13番 林(博子)委員、14番 平瀬委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
所有権移転 2件
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について質問・ご意見等あればお願いします。
無いようでございますので、採決いたします。『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

里見委員 14番。本申請内容については、同所●●●を含む計画で先月に農地法第3条許可申請し、許可を得ました。
その後、譲渡人と譲受人で再度現地確認を行ったところ、●●●については贈与対象ではないことが判明したため、改めて本申請を行うこととなりました。
農地利用計画については、前回申請時と同様に梨の栽培を行う計画となっておりますので、この申請について許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 6件>
・申請番号1～6について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

里見委員 6番。この案件は、小林委員の就任後に申請されましたが、事前説明を受けていた私から説明します。
申請地は、堀江南小学校から東に位置する農地です。譲受人は造園業を営む法人です。この度、申請地に隣接する展示場の駐車場を拡張することとなり、申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請となりました。
なお、申請地の内▲▲▲は、農地法の手続きを行わずに駐車場として転用されていますが、本申請にあたり今後は無断で転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。
事業計画では、整地して碎石を敷きます。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、堀江南小学校から東へ約760mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認といたします。
次に、申請番号2番及び3番について、□□委員の親族が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の家族の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、□□委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

【□□委員 一時退席】

谷口会長 それでは、申請番号2番及び3番について、地元委員さんに代わり、隣接地区の委員さんからご意見をお願いします。

- 稲木委員 2番。地元委員に代わって、隣接地区の私から説明します。
申請地は、鳴門東小学校から北に位置する農地です。
譲受人は市内で解体業を営む法人です。既存の資材置場が手狭になり、休耕地であった申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請となりました。事業計画では、市道と同じ高さまで山土にて3mほど造成し、盛土提及び波板止水板を設置します。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。
申請地の造成によって高低差が生じないように、隣接する農地でも同じ高さまで嵩上げが計画されており、農地改良届が提出されていますので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただいま、隣接地区委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、鳴門東小学校から北へ約900mに位置しており、周囲を山林、宅地、県道鳴門公園線に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
- 谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番及び3番について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番及び3番については原案どおり承認といたします。
本案件の審議が終了しましたので、〇〇委員の入室をお願いします。
- 【〇〇委員 着席】
- 谷口会長 次に申請番号4番について、地元委員さんからのご意見ををお願いします。
- 里見委員 6番。申請地は、牛屋島大橋から北北東に位置する農地です。
譲渡人は申請地を相続によって取得しましたが、既に耕作放棄地となっていたところ、太陽光発電設備の設置場所を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請となりました。
事業計画では、低くなっている場所のみ盛土を行い、砕石を敷いた後、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法令等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、牛屋島大橋北詰から北北東へ約280mに位置しており、周囲を大谷川、県道徳島鳴門線、県道津慈広島線に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和3年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。
事業計画では、ソーラーパネルを780枚設置、249.9kWの発電出力が見込まれております。
本設備は令和4年1月に50kW以上250kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けています。四国電力株式会社との電力供給契約は、同年2月

に成立しております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号4番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号5番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

平瀬委員

14番。申請地は、大津西小学校から北に位置する農地です。譲受人は現在の住居が手狭であったため、住宅を新築することになりました。将来的に祖母や両親の世話をしたり、ともに耕作するために、現在の住居の隣地である申請地が最適であると判断し、今回の申請となりました。

なお、農地法の手続きを行わずに申請地の一部を現在の住居の通路として舗装していたため、本申請にあたり今後は無断で転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、切土・盛土により整地します。また、東側の水路に隣接する部分は土揚場とするため、開発行為は行いません。排水は合併浄化槽にて処理後、南側の水路に放流することについて大代自治会の同意を得ておりますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大津西小学校から北へ約280mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

また今回の申請については、都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地法許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。
申請番号5番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については原案どおり承認といたします。
次に、申請番号6番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

井上委員

3番。申請地は、ドイツ館から北に位置する農地です。

譲受人は藍住町で建設業を営んでいます。既存の資材置場周辺の宅地化が進み騒音を出しづらくなり、代わりの土地を探していたところ、申請地を購入することで話がまとまったため、今回の申請となりました。

なお、既存の資材置場が手狭で危険だったことから、農地法の手続きを行わずに申請地を資材置場として利用しているため、本申請にあたり今後は無断で転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、整地のみ行い、切土盛土は行いません。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、ドイツ館から北へ約900mに位置しており、周囲を県道鳴門池田線や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。登記上は2,596㎡となっていますが、その大部分が傾斜地であり、実質的に資材置場として利用できるのは878㎡であると土地利用計画図に示されています。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号6番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号6番については原案どおり承認といたします。
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

高田委員 7番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっていますので、私から一括して説明します。
申請者は撫養町及び大津町で甘藷及び大根を生産する農家です。申請地には甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認といたします。
以上で、『議案第4号』については、全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 19件>
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 8件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について 5件
(農業経営基盤強化促進法)

- ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について
(残存小作地の合意解約) 1件
- ⑥農地改良届について 2件
- ⑦非農地証明願について 1件

谷口会長 　　ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

　　無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

　　以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

竹村委員 　　農地転用許可について、事前着工しているものを始末書だけで簡単に許可して良いのですか。

　　例えば許可書の交付時期を延ばすなど、何かしら罰があっても良いのではないですか。

　　本来、事前着工などもっての外であるはず。それが、既に工事が終わっているからといって始末書ひとつで通常の申請と同じように許可されるのはおかしいと考えます。

事務局次長 　　既に工事が終わっているという事実をもって許可している訳ではありません。立地基準など農地法に照らし合わせ、許可できるものについてご審議いただいています。

　　許可できない場所であれば、原状回復などの措置を農業委員会として指導していくこととなります。

竹村委員 　　しかし、実際に原状回復させた案件は無いように思います。

高田委員 　　事前着工を許したのは誰か、という話を突き詰めていくと、発見できなかった農業委員会の責任という話になってしまいます。それは我々としても困るので、早くタブレットを配付してもらって、それを持って地域を見守るなど、今後どうやって解決していくかを考えましょう。

谷口会長 　　事前着工はすべて許可しないという方針にすると、大変なことになるように思います。

　　私たちがパトロールして報告を上げていくしかないと思いますので、もし事前着工に気付いたら、担当地区に関係なく、事務局に伝えるようにしましょう。

　　それでは、これをもちまして令和4年4月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時55分
令和4年4月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 林 博子

議事録署名者 平瀬 惣一